



No.667 2020年3月2日



新型コロナウイルスの対応について ~厚生労働省より~

【介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために】

①咳エチケットや手洗いの徹底

職員、利用者のみならず、委託業者も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底しましょう。

②出勤前の職員/送迎前の利用者の体温計測

- ・利用者と接する介護職員のほか、事務職や送迎を行う職員、ボランティア等、全ての職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないことを徹底しましょう。
- ・利用者の送迎前には本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱等の症状がある場合には利用をお断りしましょう。

③面会の制限

面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限するようにしましょう。面会がある場合には、面会者にも体温を計測してもらい、発熱がある場合には面会をお断りするようにしましょう。

④委託業者からの物品受け渡しは玄関で

委託業者等からの物品の受け渡し等は、玄関等施設の限られた場所で行いましょう。施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合には入館をお断りするようにしましょう。

★高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を抱えている方については、37.5℃以上の発熱が2日以上続いた場合/強いだるさや息苦しさがある場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。

★施設において、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果確定まで間が空く場合は…

- ・感染の疑いがある利用者を原則個室に移す
- ・感染の疑いがある利用者が部屋を出る場合はマスクをする
- ・感染の疑いがある利用者とその他の利用者の介護等は、可能な限り担当職員を分ける

【感染拡大を防ぐために】

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。今重要なのは、今後の国内での感染拡大を最小限に抑えるため、小規模な患者の集団(クラスター)が次の集団を生み出すことの防止です。

★これまでに国内で感染が明らかになった方のうち8割の方は、他の人に感染させていません。

★一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント等では、1人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。